

# 大内経営労務事務所

## 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-10-1 六川ビル4階

☎03-3264-6881 fax03-3264-6882

### 労働者派遣制度が見直されそうです

2014/1/29 付

日本経済新聞 朝刊

2015年春から適用する労働者派遣制度の見直し案が固まつた。企業が派遣社員を受け入れる期間の上限を事实上なくし、3年ごとの人の交代で同じ業務をずっと派遣社員に任せられるようになる。派遣元と無期契約を結んだ派遣社員は期限なく働けるようになる。制度見直しによって企業は派遣社員を活用しやすくなり、派遣社員の働き方の選択肢も広がる見通しだ。

新制度ではまずこの業務区分けをやめる。区分廃止で、何が26業務にあたるか分かりづらかった問題を解消し、派遣社員に仕事を任せやすくする。そのうえで、派遣元と無期の契約を結んだ人は派遣先で期限なく働けるようになる。有期の契約を結んだ人は、派遣先で最長3年働く。

派遣期間の上限は「業務」で判断せず、「人」ごとにする。これまである業務をさせる場合、3年以内で何人も代わるケースがあったが、今後は個人ごとに最長3年働くようにする。

企業に直接雇用を申し入れる(2)新たな派遣先を提供する(3)最終的な受け皿として自社で無期雇用する——措置を強く求める。

派遣会社へのチェックも厳しくする。現在届け出制と許可制の2種類がある事業者について、基準が厳しい許可制に15年春から一本化する。許可基準は2000万円の純資産の保有など。届け出で済ませていた事業者の事業所は全国に5万カ所あるが、今後は撤退が相次ぐ可能性が高い。



働き手個人の雇用を安定させたり、待遇を良くしたりするため、派遣元の人材派遣会社に対しては責任を重くした。

派遣元に労働者の教育訓練を義務付けたほか、3年の期間が終わった労働者に対し、(1)派遣先

この新聞報道のように、派遣制度は変わる見込みです。派遣を受け入れる企業としては、今までの3年という縛りが無くなり利用しやすくなります。ただし、3年ごとに労働組合等のチェックがあります。

派遣会社では、3年間の派遣が終了したとき、その派遣労働者をすぐに失業状態にならないような措置が求められます。実際の法律改正でどのようになるか不明ですが、強制力（義務づける）は無いと思われます。

いまの制度では、仕事の内容が派遣の期間を左右している。通訳や秘書、取引文書をつくる業務などは「専門 26 業務」と呼び、派遣社員は特別に期限なく働くことができる。それ以外の業務は最長で3年となっている。